

東淀川区区政会議の運営状況（対象期間 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）

区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則第5条第1項第1号から第6号について、次のとおり公表します。

第1号関係

（1）対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間

東淀川区区政会議委員名簿（敬称略・50音順）

氏名	推薦団体等	委員の期間
岩本 敬子	西淡路地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
上杉 知永子	大隅東地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
植原 孝廣	新庄地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
上尾 敏雄	いたかの地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
岡本 由美	小松地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
小川 恵司	小松地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
奥田 博美	豊新地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
川崎 敦弘	豊新地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
黒木 智之	下新庄地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
佐野 一廣	公募委員	令和2年10月1日～令和3年9月30日
塩見 佳代子	淡路地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
新庄 聡美	下新庄地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
高瀬 恒美	公募委員	令和2年10月1日～令和3年9月30日
建部 公美	豊里南地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
田中 裕	大桐地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
堤下 哲也	菅原地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
床田 淳子	啓発地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
富岡 淳子	公募委員	令和2年10月1日～令和3年9月30日
中根 徹	大道南地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
長野 秀子	豊里地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
野掛 みゆき	啓発地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
濱田 和巳	豊里地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
東田 卓也	公募委員	令和2年10月1日～令和3年9月30日
藤野 進	公募委員	令和2年10月1日～令和3年9月30日
堀 智佐子	公募委員	令和2年10月1日～令和3年9月30日
前川 誠二	大隅東地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
升田 信恵	新庄地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
眞継 義博	公募委員	令和2年10月1日～令和3年9月30日
宮園 深雪	大桐地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
森田 敏広	菅原地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
門田 宏	東淡路・柴島地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日

山内 泰典	公募委員	令和2年10月1日～令和3年9月30日
山下 英治	公募委員	令和2年10月1日～令和3年9月30日
矢森 茂一	豊里南地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
行澤 嘉晃	西淡路地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
吉田 智子	大隅西地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日
渡邊 美穂	いたかの地活協	令和2年10月1日～令和3年9月30日

第2号、第3号関係

(2) 区政会議の開催の日時及び場所並びに委員に意見を求めた事項

令和2年度 第2回 東淀川区区政会議（非公式）開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和2年12月22日 午後7時～8時	WEB 会議 (一部の委員は 東淀川区役所3 階304会議室・ 区長応接室)	・令和3年度 東淀川区運営方針(素案)について	条例第5条第1項

令和2年度 第3回 東淀川区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和3年3月23日 午後7時～8時5分	東淀川区役所 3階区民ホール	・令和3年度 東淀川区運営方針(案)について ・令和3年度 東淀川区関連予算(案)について ・区政会議に関するアンケート結果について ・第2期東淀川区保健福祉計画について	条例第5条第1項

なお、条例第6条第2項の規定 請求により招集された会議開催は該当ありませんでした。

第4号関係

(3) 条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
【地域活動協議会を中心とした地域活動への支援について (R2.12 本会 (非公式))】 地域づくりアドバイザーの活用について、結果的に地域活動協議会の活動に有益であったり、新たな担い手づくりのきっかけになったりする活動であれば、一定の基準を設けて地域活動協議会以外の団体に対しても活動の支援ができるような仕組みを作ることが必要ではないか。	・今年度においても、地域活動協議会の自律的な活動を支援する観点からも、区内の大学や企業等との繋がり(※1)を広めているところですが、今後とも、地域づくりアドバイザー(※2)の持つ強みを活かしながら、企業団体等からの、地域における活動への相談等にも丁寧に対応してまいります。 (区内の大学や企業等との繋がり(※1)を具体的に説明しますと、今年度からの新たな取組として、区内大学と連携し、区内地域の方を対象としたスマホ講座を開催しているところですが、各地域における活動の幅を広げるためにも、今後も継続してまいりたいと考えております。 地域づくりのアドバイザー(※2)の取組としまして、コロナ禍において、区内の飲食店を応援する取組として「東淀川エール飯」(区 HP・SNS (Facebook・Twitter) 上に掲載中)を企画・実行しました。今後は、企業独自のノウハウを生かし、区役所をはじめ地域の感染症感染防止対策にご協力をいただいた区内企業や、地域との連携に積極的な区内企業も出てきておりますので、各種店舗・企業等とのつながりづくりにも注力してまいりたいと考えております。 また、従前から「市民活動に関する相談窓口」として、市民活動に関心のある方、NPOなどの団体、企業等からの市民活動に関する相談等に対応しておりますが、結果的に地域活動協議会の活動に有益となる支援にも繋がるよう、今後も継続してまいります。)	条例第9条第1項
【地域活動協議会を中心とした地域活動への支援について (R2.12 本会 (非公式))】 旧来の連合振興町会や地域社会福祉協議会のような組織に比べ、地域活動協議会は組織されてから8年ほど経過しているが、浸透できていないと感じるという意見があった。地域活動協議会がもっと活発に活動できるように、特に隣接地域をはじめとした地域活動協議会間や同	地域活動協議会では防災・防犯やコミュニティの活性化など様々なテーマで数多くの活動が行われているところですが、それが地域活動協議会の活動という認知がなかなかされていないため、地域活動協議会の情報発信力を高める必要があると認識しており、サポート(※3)していきたいと考えております。 また、地活協同士や企業、他団体との連携、つながりを深めていくための支援(※4)として、平成30年から「みらいEXPO」という場を設けており、地域企業や住民の方々に参加しやすいテーマに絞っ	条例第9条第1項

様の活動を行う組織が地域活動協議会の枠にとらわれず連携する仕組みづくり、また地域活動協議会と企業とのつながりの作り方、きっかけのようなものがより進められる取組が必要ではないか。	て、区内で活動されるボランティア団体や社会貢献活動に関心のある企業などに参加していただき、東淀川区における特徴的な取組を紹介したり、参加者同士の交流を促すことで、地域での担い手となる人材の発掘や育成をめざす取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。 また、コロナ感染症の影響も加味しながら「持続可能な地域活動を考える場」を設定してまいりたいと考えておりますので、準備ができましたら詳細をお伝えさせていただきます。地域活動協議会では防災・防犯やコミュニティの活性化など様々なテーマで数多くの活動が行われているところですが、それが地域活動協議会の活動という認知がなかなかされていないため、地域活動協議会の情報発信力を高める必要があると認識しており、サポート（※３）していきたいと考えております。 また、地活協同士や企業、他団体との連携、つながりを深めていくための支援（※４）として、平成３０年から「みらい EXPO」という場を設けており、地域企業や住民の方々が参加しやすいテーマに絞って、区内で活動されるボランティア団体や社会貢献活動に関心のある企業などに参加していただき、東淀川区における特徴的な取組を紹介したり、参加者同士の交流を促すことで、地域での担い手となる人材の発掘や育成をめざす取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。 また、コロナ感染症の影響も加味しながら「持続可能な地域活動を考える場」を設定してまいりたいと考えておりますので、準備ができましたら詳細をお伝えさせていただきます。 （地域活動協議会へのサポート（※３）について具体的に説明しますと、より多くの方に地域活動協議会の存在を身近に感じていただき、地域活動に興味を持っていただくための掲示物を、区役所庁舎１階の待合スペースに設置しております。また、同様の掲示物を地域内に掲示したいとお申し出をいただき、地域内掲示板に掲示している地域も出ております。今後は区内地域活動協議会に限らず、地域活動に関わる方が活用しやすい仕組みを検討し、地域活動に役立つ情報等の発信を積極的に行ってまいります。 また、地域活動協議会が活発に活動できるよう、こ
---	--

	れまでも、チラシ作成等の各種広報講座の開催や、各地域活動協議会 HP や SNS (Facebook 等) の作成・更新の支援、地域活動に役立つ情報の提供や地域活動に係る個別相談を目的とした LINE 公式アカウントの管理・運営等、様々な角度から各地域の実情に応じた支援を行ってまいりましたが、今後も、各地域活動協議会が効果的・効率的な活動を円滑に行えるよう、各地域に寄り添った支援を継続してまいります。 つながりを深める(※4)という点に関しましては、これまでも、区内外の他地域における活動情報や交流の機会を各地域活動協議会に対し、随時提供してまいりましたが、引き続き、大学や各種店舗・企業、その他様々な団体等と地域活動協議会との連携が深まるための仕組みづくりと具体的支援を検討してまいります。)	
【区民による西部地域まちづくりに ついて (R2.12 本会 (非公式))】 西部地域まちづくりについての学習会を実施し、企画調整担当より事業の詳細について説明していただいたことを踏まえ、各地域における地域保健福祉計画及び西部地域まちづくりアクションプランの策定について、各地域の特性を活かして住民自らが立案していくことの重要性和、西部地域以外の地域も含めた東淀川区全体としてのまちづくりを考える機会を設けることを検討していただきたい。	その他の地域も含めた区全体のまちづくりを検討するにあたっては、決して行政からの押し付けとならない、大きな議論の場が必要と考えます。そのためにも、まずは各地域でどのようなまちづくりをしていくのか地域自らが検討いただき、機運を醸成することが肝要であります。 まちづくりにはさまざまなテーマがありますが、例えば現在進めている地域版保健福祉計画について検討を進めていただくことが、各地域においてまちづくりを考えるきっかけとなると考えます。	条例第9条第1項
【区民等の参画による区の特性に応じた区政運営の推進について (R2.12 本会 (非公式))】 区政会議について、条例規則上定められている、区の将来ビジョンや区の運営方針の策定、区政運営の総合的な評価などに対する議論だけではなく、施策等についての立案段階からの意見や実績及び成果の評価という面から、地域活動や住民生活に関する多様な課題について議論する機会を設けていただきたい。	従来から運営方針以外の課題であっても、専門分野の理解を深めていただく学習会を開催してきましたが、昨年の10月の改選以降、特に今年に入ってから新型コロナウイルス感染症の影響もあり、頻度は少なくなっているが、委員の希望をお聴きしながらWEB会議の手法も活用して開催に向けて調整していきます。	条例第9条第1項

【広聴相談・総合窓口機能の充実について (R2.12 本会 (非公式))】 区役所が行っている広報活動について、新型コロナウイルス感染が拡大している状況下において、必要とさせる情報への発信元へのリンク先や連絡先の表示、更新時期が古い情報であっても、内容のチェックもかねて、定期的に公開しなおすなど、必要とされる情報に対するアクセスのしやすさを重視した広報活動に取り組んでいただきたい。	ホームページには新型コロナウイルス感染症関連の情報など最新の情報を掲載するよう努めていますが、今後もできるだけこまめに更新するよう努めるとともに、タイトルだけ見ても内容が最新であることがわからないものがあったので、タイトルの表記を改善しそのページに載っている情報は最新情報であるとわかるようにするなど、区民の皆様が欲しい情報にアクセスしやすいように工夫していきます。	条例第9条第1項
【あらゆる世代が子育てに関わっていくための切れ目ない施策の推進について (R2.12 本会 (非公式))】 大学との連携について、せっかく区内に大学があるので、子どもたち・子育ての視点での大学との連携。子どもの居場所にも、大学生に関わってもらえたら良いと思う。 【こどもとおとながお互いに元気になるまち、共に支え合い共に生きるまちについて (R2.12 本会 (非公式))】 見守りについて、高齢者と子どもと一緒に参加する行事等を通じた、地域の中での各世代のつながりづくり。 見守りにもつながると思う。	ホームページには新型コロナウイルス感染症関連の情報など最新の情報を掲載するよう努めていますが、今後もできるだけこまめに更新するよう努めるとともに、タイトルだけ見ても内容が最新であることがわからないものがあったので、タイトルの表記を改善しそのページに載っている情報は最新情報であるとわかるようにするなど、区民の皆様が欲しい情報にアクセスしやすいように工夫していきます。	条例第9条第1項
【地域における福祉コミュニティづくり支援について (R2.12 本会 (非公式))】 ・各地域に、地域福祉コーディネーターを配置したことの周知。 ・身近に相談できる窓口があるのは、喜ばれると思う。	地域社会福祉協議会会長会、民生委員児童委員協議会委員長会での周知を終えております。 また地域連絡会議(連合振興町会長等各地域の代表者が出席)及び3月号の「広報ひがしよどがわ」で周知の予定です。更にHPやツイッター、広報板等でも、情報発信していきます。	条例第9条第1項
【(教育・健康・福祉部会) 学習会について (R2.12 本会 (非公式))】 ・部会で取り扱うテーマが幅広く、また専門性が高いため、あまり知らない分野についても、掘り下げる(勉強する)機会づくり。	来年1月頃にオンラインで学習会の開催ができるよう、現在調整中です。テーマ等は後日、メールで各委員のご意見をお聞きして決定したいので、協力してください。 (区政会議終了後、学習会の日時を調整し、1月25日(月)19時~20時30分に開催することを決定	条例第9条第1項

・部会で、よりいろんな意見が出され、活発な議論ができると思う。	しました。)	
【自助・共助による防災減災力の向上について (R2.12 本会 (非公式))】 区役所・地域ともに防災が身近に日常化する取組を推進し、避難所運営等に若い人が活躍できるようにしてほしい。	区役所・地域でどのような取組を行うことが若い世代の参画に効果的かを検討し実施していきます。	条例第9条第1項
【自助・共助による防災減災力の向上について (R2.12 本会 (非公式))】 区広報紙に掲載されている防災情報に関して、メリハリをつけて効果的な広報にしたい。	現在は防災ミニ知識を毎月掲載しているところですが、毎月掲載にこだわるよりもタイムリーな情報発信と内容の充実を図ります。併せて区ホームページやSNSを活用していきます。	条例第9条第1項
【地域安全防犯対策について (R2.12 本会 (非公式))】 地域で見守り活動をしている人達を一目でわかるように、統一的な腕章等を作成・配布してほしい。	見守り活動されている方が、各地域ごとに腕章等を着用しているかどうかを踏まえ、作成等を検討していきます。	条例第9条第1項
【重点犯罪の抑止について (R2.12 本会 (非公式))】 特殊詐欺対策として、啓発ポスターの多様な場所への掲示や、防犯機能付電話機の実機デモを行ってほしい。	特殊詐欺対策として、警察・消防とともに住みます芸人を活用した啓発動画の作成、啓発ステッカーの作成や防犯機能付き電話機の普及啓発等、様々な啓発活動を実施しておりますが、ご意見を踏まえ、警察等と連携し、より一層対策を推進します。 「啓発ポスターの掲示」については、新たに作成したものを2月以降各町会掲示板に掲示予定です。 「警察・消防とともに住みます芸人を活用した啓発動画」については、以下のQRコードを読み取って検索していただくと見ることができます。 また、広報紙12月号1・8面で特集記事を掲載しており、今後も広報紙やSNSなど各種広報媒体に下記QRコードを記載することで、広く広報・周知してまいります。 ↓ユーチューブアドレス・QRコード https://www.youtube.com/watch?v=9qd3fiDC6vU 特殊詐欺被害防止動画 受け子撃退 出し子撃退 	条例第9条第1項
【自転車ルール・マナーの啓発について (R2.12 本会 (非公式))】 住みます芸人を活用し、午後の見守	自転車ルール・マナーについては、住みます芸人を活用した交通安全啓発動画の作成等、様々な啓発活動を実施しておりますが、ご意見を踏まえ、住みま	条例第9条第1項

り活動時間帯に自転車ルール・マナーの啓発キャンペーンを実施してはどうか。	す芸人側と調整のうえ、警察等とも連携し、実施に向け、検討していきます。 （「住みます芸人を活用した交通安全啓発動画」については、以下のQRコードを読み取って検索していただくと 見ることができます。今後も広報紙やSNSなど各種広報媒体に下記QRコードを記載することで、広く広報・周知してまいります。） 	
【自助・共助による防災減災力の向上について（R3.3 本会）】 各地域での防災の取り組みを紹介する情報発信の手段として、現状、Twitter、Facebook により発信していただいておりますが、後日の検索がしづらい、利用者が限られるなどの課題もあることから、東淀川区のホームページの既存フレームを利用して、例えば、訓練であるとか学習会など、カテゴリーごとに各地域の取り組みを紹介する方法も検討していただきたい。	各地域での防災の取組を情報発信し、地域間で情報共有することは防災施策の推進に必要なことであると認識しています。 議長の意見を踏まえまして、ホームページ上に地域の学習会やあるいは防災訓練などのカテゴリーを立ち上げまして、随時、各地域で実施されました内容を掲載してまいります。 （タイムリーな情報は Twitter や Facebook を活用した情報発信を行います。その他、区役所の取組や各地域における取組などはホームページ上に過去情報も含めて蓄積することで、いつでも見たい情報が見ることができるように改善します。）	条例第9条第1項
【自助・共助による防災減災力の向上について（R3.3 本会）】 地域特性に応じた避難所開設について、現状、小学校区ごとに避難所開設訓練を実施していますが、コロナ禍で収容人数が減少するという課題や、校区の小学校が遠くて避難できないなどの実情もあることから、小学校区の異なる地域が合同で訓練等を実施していく必要があるのではないか。 災害時に小学校区を越えた連携協力が進むように、隣り合う地域などで合同の学習会などを実施して欲しい。	各地域の合同学習会や訓練は重要であると考えているので、隣接の地域をまたいだ形での地域連携の学習会や訓練等を促すとともに、検討してまいります。	条例第9条第1項
【自助・共助による防災減災力の向上について（R3.3 本会）】	コロナ禍の避難所開設については、熱症状や咳症状があるかを事前に受付をしたうえで、熱症状がある	条例第9条第1項

地域特性に応じた避難所開設体制の構築について、コロナがいつ収束するかわかりませんので、避難所開設についても従来と現在とでは全然違うので、指導の仕方や区としてコロナ対策の避難所等を含めてどういう体制づくりをしていっているのか。 区の考えを17校区の代表者は知っているのか。区として指導しているのか。 避難所開設はいつもやっているが、それが地域で実際に動かすことができているかというところではないかと思うので、そういうような取り組みをしなければ、校区の代表者が実際に避難所開設をする際に指導できないのではないか。	方、それから症状がない方を分けて、避難スペースに誘導するという形をとらせていただいております。 避難スペースにつきましては、ソーシャルディスタンスを取りながら避難所開設をするというところでございます。 体制といたしましては、特に従来と同等でございますが、従来どおり職員を派遣するとともに、地域の方が駆けつけて避難所を開設するようにさせていただいているところでございます。 （令和2年度に感染防止対策に必要な物品を各避難所に配備しました。併せて、避難所となる施設管理者と地域代表者の意見を確認し、避難所での一般棟・療養棟の設置場所と動線分離案を作成しました。 避難所開設・運営ガイドライン別冊（新型コロナ禍版）、コロナ禍における避難所開設手順を作成しました。 これらを活用して、令和3年度もコロナ禍でも避難所開設・運営が行えるように、職員への研修と防災リーダーを中心とした自主防災組織への学習会を実施します。 地域への学習会の実施方法については、過密とならないように少人数での開催を行うことや、説明動画等わかりやすい資料を作成し、各地域の自主防災組織等の小単位で集まる場等で活用いただけるように工夫をします。 当区ホームページにコロナ禍における地域の取組も掲載することで、いつでも見たい時に見ることができるように改善します。）	
【自助・共助による防災減災力の向上について（R3.3 本会）】 避難所開設訓練について、コロナの避難所開設をいつまでして、従来の避難所開設にいつ移行するのかわからないまま訓練をしても、コロナも収束せず、最近地震も多発しており、大阪もいつ起こるかわからないので、起こったときにどうするのか、きちんと対応してほしい。	今年度はコロナ禍ということで、なかなか防災リーダーが集まる機会がなく、YouTubeを使いながら啓発をさせていただいたところです。 コロナ禍が当面は続き、収束が見えない中で、いついつまでというのはなかなか明言できませんが、コロナ禍での避難所運営が続く中で、区役所といたしましても、防災リーダーへの啓発や職員への啓発も含め、積極的に推進してまいります。	条例第9条第1項

【区政会議資料について (R3.3 本会)】 送付資料2 令和3年度東淀川区関連予算(案)の予算事業一覧について、前年度予算と比較して増減が大きいものについては、理由を記載し、詳細についてはホームページに掲載している等のコメントも記載してほしい。	予算事業一覧の備考欄を活用し、主な増減理由を記載します。 区政会議の資料はできる限り簡素化するとともに、詳細の確認方法が分かるように明記いたします。 (送付資料2の「予算事業一覧」に増減理由追記し、区政会議委員あて送付。)	条例第9条第1項
【自助・共助による防災・減災力の向上について (R3.7 部会)】 ・水害時の避難について、自宅周辺がどの程度浸水するのかわかる情報がほしい。 ・水害ハザードマップをもとに、実際にどう避難行動をとるのか、避難先はどこが良いのか等の勉強会が必要ではないか。 ・風水害の避難について、避難勧告が廃止されたが、早期の避難が効果的であることを周知してほしい。	風水害時の避難行動について、広報紙や防災マップ、HP、学習会等で周知してまいります。	条例第9条第1項
【自助・共助による防災・減災力の向上について (R3.7 部会)】 コロナ禍における災害時の避難方法について、改めて周知してほしい。	コロナ禍における避難行動について、今後広報紙やHP、学習会等で周知してまいります。	条例第9条第1項
【自助・共助による防災・減災力の向上について (R3.7 部会)】 防災の取組がHPに掲載されているが、東淀川区のLINEでこういう情報が掲載されましたという周知をしてもらえるとわかりやすい。	関係部署と調整した結果、SNSの活用方針から、当該情報についてはTwitterによる情報発信をしてまいります。	条例第9条第1項
【自助・共助による防災・減災力の向上について (R3.7 部会)】 防災スピーカーは反響して何を言っているかわからない。 スマートフォン等を持っていない方にとって有効なので、改善できないか？	防災スピーカーからの音声の明瞭化に努めるべく、配置計画の見直しやデジタル放送化を進めているところです。	条例第9条第1項
【自助・共助による防災・減災力の向上について (R3.7 部会)】 令和2年度の取組について、コロナ	昨年度は、コロナ禍によって小学校や会館などに人が集まれなかったことに加え、オンライン環境も十分整備されておらず、取組については十分ではなか	条例第9条第1項

禍でできた取組だけで満足しているのか？	ったと認識しております。現在もコロナ禍が続いているが、可能な範囲で取組を進めてまいります。	
【自助・共助による防災・減災力の向上について (R3.7 部会)】 防災リーダーの高齢化によって、放水等の活動が困難になってきているので、若い人にも参加してほしい。	地域防災訓練などに、参加しやすい活動となるように、実施される地域団体に周知等を行うとともに、これまで以上に区役所HP等にも掲載して取組を周知してまいります。	条例第9条第1項
【福祉・医療分野との連携について (R3.7 部会)】 福祉避難所との意見交換の内容を情報提供してほしい。	個人情報など福祉避難所として情報提供できない情報等を除き、情報共有することにより、災害対策が推進される情報について発信してまいります。	条例第9条第1項
【防犯意識が高いまち・交通安全への意識が高いまちについて (R3.7 部会)】 防犯・交通安全について、SNS で発信されているが、チラシ等をもっと配布してはどうか？それでもダメな場合は、対面でのキャンペーンが必要ではないか。	防犯・交通安全については、SNS での発信に加えて、紙ベースでの情報発信についても、区の広報紙を中心とし、各地域の皆様にご協力をいただいて、チラシの回覧やポスター掲示に取り組んでいるところであり、各種キャンペーンの機会も活用しながら、啓発活動を一層推進してまいります。	条例第9条第1項
【防犯意識が高いまち・交通安全への意識が高いまちについて (R3.7 部会)】 地域・警察・区役所が一つになって取組を進めてはどうか？地域からもっと発信してはどうか？	区役所の地域安全防犯対策については、警察と連携して、地域への犯罪情報等の広報活動を充実し、幅広い地域住民の防犯意識の向上に取り組んでおります。また、地域の自主的な情報発信の支援についても推進してまいります。	条例第9条第1項
【地域安全防犯対策について (R3.7 部会)】 防犯カメラの設置については予算もあると思うが、各地域満遍なく3年に1回は1台ずつ設置する等できないか。	防犯カメラについては、犯罪抑止、犯罪後の犯人追跡に有効であり、警察と協議して、各地域均等ではなく、区内全体の犯罪状況等を考慮したうえで、設置の必要性があると認められる箇所から、優先的に設置しているところです。	条例第9条第1項
【地域安全防犯対策について (R3.7 部会)】 助成制度を活用したり、予算を確保して、防犯カメラの設置台数を増やせないか？	防犯カメラについては、犯罪抑止、犯罪後の犯人追跡に有効であることは認識しているところですが、防犯カメラの設置や助成制度の創設には経費がかかるとともに、予算等の制約もあるため、継続的に地道に増やしてまいります。	条例第9条第1項
【重点犯罪の抑止について (R3.7 部会)】 最近、生活安全課を語る詐欺が増えているので、特殊詐欺が疑われたら、まずは警察に確認することを周	特殊詐欺対策として、警察と連携して様々な啓発活動を実施しておりますが、その中で、警察に連絡・相談することの重要性についても周知してまいります。	条例第9条第1項

知してほしい。		
【重点犯罪の抑止について (R3.7 部会)】 特殊詐欺防止に「ゲキタイでんわ」が効果的なので、さらに周知してほしい。	特殊詐欺対策として、警察等と連携して、防犯機能付き電話機の普及啓発を行っており、今後も、より一層推進してまいります。	条例第 9 条第 1 項
【自転車ルール・マナーの啓発について (R3.7 部会)】 自転車のマナーアップの取組をしてもらっているが、取り締まりの強化も必要ではないかと思うので、警察に働きかけをしてほしい。	自転車マナーについては、警察と連携し、様々な形での広報媒体を活用しながら情報発信し、自転車を利用する方々に対して、交通ルールを浸透させているところです。今後も、警察との連携を一層強化してまいります。	条例第 9 条第 1 項
【自転車ルール・マナーの啓発について (R3.7 部会)】 自転車マナーについて啓発しているが、いまだに無灯火が多いので、さらに啓発が必要ではないか。	自転車マナーについては、警察と連携し、様々な形での広報媒体を活用しながら情報発信し、自転車を利用する方々に対して、交通ルールを浸透させているところです。今後も、より一層啓発の推進に努めてまいります。	条例第 9 条第 1 項
【自転車ルール・マナーの啓発について (R3.7 部会)】 自転車マナーについて、自転車利用から徒歩への意識改革をしてはどうか？	自転車利用を徒歩利用へと変えていただくことは、放置自転車対策等にとって有効と考えられますが、高齢者等で自転車利用を必要とされる方もおられますので、啓発については工夫が必要であると考えられます。	条例第 9 条第 1 項
【交通安全運動の推進について (R3.7 部会)】 上新庄駅前にはタクシー乗り場がなく、タクシーが一車線を占有している状態で危険なので、タクシー乗り場を作るのか、取り締まりをするのか、何らかの安全対策ができないか。	上新庄駅前における危険な停車をしている車両の取り締まりについては、当該警察署により行うこととなりますが、当区役所としまして、交通ルールの厳守と交通マナーの向上に向け、各関係機関と連携しながら、啓発等取り組んでまいります。	条例第 9 条第 1 項
【交通安全運動の推進について (R3.7 部会)】 道路の白線が消えているところを管轄部署に伝えて対応してほしい。	地域安全対策として、区内で職員が青色防犯パトロールや自転車で巡回し、ご意見のような道路の区画線の消失や道路の陥没等の危険個所を発見した場合は、関係部署に速やかに情報共有しております。	条例第 9 条第 1 項
【防災意識の高いまちについて (R3.7 部会)】 ICT の活用について、どういうものを検討しているのか？	オンライン会議を取り入れていく他、今後、危機管理室において大阪市防災情報システムが再構築される予定であり、再構築されれば、区役所組織内だけでなく、区役所と自主防災組織間でも情報連絡ツールとして活用できるようになると考えています。なお、システム運用開始までの間は LINE を活用します。	条例第 9 条第 1 項

【将来ビジョンについて (R3.7 部会)】 策定メンバーに地域の人も入れるべきでは？	今回提示させていただいた将来ビジョンは、これまでの区役所業務において地域の皆様と接してきた際に承った考えやご意見も反映させた内容としています。 今後も区政会議委員の皆様を通して地域の皆様の声をお伺いし、将来ビジョンへ反映してまいりたいと考えておりますので、ご協力お願いします。 また、パブリックコメントの実施により、さらに広く区民の皆様からご意見をいただく予定としております。	条例第9条第1項
【将来ビジョンについて (R3.7 部会)】 ビジョンばかりでなく、足元から（地域から動いていくように）やっていくべき。	策定過程において区政会議委員の皆様や区民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、地域特性に即した効果的な施策の推進に地域や関係機関と一体となって取り組んでまいります。	条例第9条第1項
【いつまでもいきいきと自分らしく過ごすための健康寿命延伸への取り組みについて (R3.8 部会 (非公式))】 いきいき百歳体操について、指標は達成となっているが、コロナ禍で実際に集まることができなかったことが多いと思うので、詳しく聞きたい。	拠点としては記載のとおりですが、コロナの影響で昨年から継続実施が難しい状況になっております。 緊急事態宣言が出ると会場が借りられないことや、参加者数が多い会場では、従来どおりの実施ができず、人数を減らしたり、2部制にしたり、いろいろ工夫しながら実施している状況です。 現在も緊急事態宣言でストップしている拠点多い状況ですが、落ち着けば、できるだけ早く再開できるように、地域の方と連携しながら進めていることです。	条例第9条第1項
【こども・青少年の健全育成に地域が一体となって取り組んでいるまち（こどもとおとながお互いに元気になるまち）について (R3.8 部会 (非公式))】 「大阪市こども・子育て支援計画」に基づく保育ニーズの中で、大規模マンションの建設にあたっては、建設計画が固まる前の段階で、大阪市との協議を義務付けることにより、効率的かつ効果的な保育施設等整備を進めている。と書かれているが、具体事例として、区役所近くの大規模マンションの建設にあたって、保育所の建設等の事前調整はどのようにされているのか？	大規模マンション建設時には事前に大阪市、区役所にも情報が入りまして、その地域の保育所ニーズ等を加味して、保育所を整備するという事例がございます。 区役所近くの大規模マンションにつきましては、保育所整備の予定はございません。	条例第9条第1項
【自助・共助を担う地域力と、にぎ	めざす状態としましては、ご意見がありましたよう	条例第9条第1項

わいのある元気なまち（自助・共助を担う地域力のあるまち）について（R3.8 部会（非公式）） 地域保健福祉計画の策定について、めざす状態の成果指標：区内 17 地域の半数以上の地域で計画を策定し…と書いてあるが、半数ではダメなのではないか。全地域とすべきではないか。 そうでないと、17 地域の中で差ができる。 計画が策定されていなくても取組が進めていければ良いが、第 1 期を策定している地域でも振り返りができていない現状もある中で第 2 期に突入しており、取組を進めていかなければならない。 半数ではなく全地域をめざすべき。 かつ、17 地域のお互いの状況を共有する機会を設けて、刺激しあい、高めあっていくことも大切なのではないか。 特にコロナ禍で医療との関係を地域の中でどう高めあっていくか、構築していくかが大事だとわかった。 そこで東淀川区独自の地域保健福祉計画という、「保健」が意識的に入った意味合いが結果的に生きてくるのではないか。	に、全地域をめざして取り組んでいくのが妥当だと思っておりますので、ご意見を踏まえて考えていきたいと考えております。 地域保健福祉計画を策定する中で、自分たちの地域のニーズを発見したり、お互いに意見を出し合うことで、地域力が高まったり、総合的な地域力の向上のいいきっかけとなったという声も伺っておりますので、ぜひ、進めていきたいと考えております。 また、策定した計画をお互いに共有、評価、意見交換をすることもすばらしい機会だと思いますので、そういうことも考えてまいります。 「東淀川区将来ビジョンたたき台」の「めざす状態の成果指標」を「区内 17 地域全地域で地域保健福祉計画を策定し…」に修正	
【地域別の地域保健福祉計画について（R3.8 部会（非公式）） 第 2 期東淀川区地域保健福祉計画が策定されたことで、すでに策定されている地域別の保健福祉計画の見直しは考えなくていいのか？やりっぱなしになりかねない。	第 2 期東淀川区地域保健福祉計画策定をお知らせした際に、地域の方から地域別の地域保健福祉計画の検証ができておらずにそのままになってしまっていることに気付かれて、見直しのいいきっかけになり、地域の中で話し合いをしようという地域も出てきています。すでに策定している地域は実際に計画に沿った検証が必要になってくると思いますし、課題の整理を踏まえて、見直しを進めていただきたい。 また、地域別の地域保健福祉計画未策定の地域については地域での機運を高めていただき、策定する際には、区役所も支援させていただきたいと考えております。	条例第 9 条第 1 項

【にぎわいのある元気なまちについて (R3.8 部会 (非公式))】 繰り返し、新たな担い手が足りないということを言ってきている中で、事業への参加をきっかけに新たな担い手につながっていないのではないか。 これから先、地域がどのような担い手を必要としているのか、また、担い手と思われている人たちや、実際に活動されている方や団体は、新たな担い手がどうすれば参加しやすいのか等を分析し、施策に反映して、担い手育成につなげていかなければならないと思う。	新たな担い手づくりにつながっていないとのご指摘については、区役所としても懸念しているところですが、コロナを一つのきっかけにしまして、ICTのお話もございましたが、リアルに集まるだけではない、いろんな居場所の作り方、いろんなつながり方、活動の仕方を新しい生活様式の取り入れ方等を踏まえまして、新たな担い手をどうつないでいくかを、各地域とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。	条例第9条第1項
【にぎわいのある元気なまちについて (R3.8 部会 (非公式))】 一年半近く、コロナ禍の状況で区政会議においても ICT の活用でオンライン会議を開催しているが、地域においても会議のやり方やつながり方を今の状況を踏まえて施策に反映してほしい。		
【区民による西部地域まちづくりについて (R3.8 部会 (非公式))】 西部地域だけでなく、東淀川区全体でどういうまちづくりを考えているのか？	西部地域以外の区域については、将来ビジョンへの反映について、今後の検討が必要だと考えております。 当区においては、現在、都市基盤整備が進められている西部地域を重点地域として、まちづくりの検討を進めてまいります	条例第9条第1項
【広報紙について (R3.8 部会 (非公式))】 広報紙の配架場所を広く周知してほしい。 広報板等を活用して、SNS のアカウントの広報をしてほしい。	広報紙の配架場所については、区役所の HP に掲載しておりますが、広報が弱いということだと思いますので、SNS 等で広報を強化したいと考えております。 広報板には、コロナの情報発信を兼ねて、SNS のアカウントを掲示しておりますので、ご確認いただけたらと思います。	条例第9条第1項

第5号関係

(4) 条例第10条第1項に基づく決議について、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に対し区長が措置を講じた措置の内容もしくは進捗状況、今後措置を講じないこととした場合はその理由、検討中の場合はその状況

⇒該当する決議なし

第6号関係

(5) 部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに委員に意見を求めた事項

令和2年度 第2回 教育・健康・福祉部会開催概要

部会の名称	開催日時	場所	出席委員氏名	委員に意見を求めた事項
教育・健康・福祉部会	令和2年11月17日 午後7時～8時50分	東淀川区役所 3階304会議室	岡本 由美 前川 誠二 奥田 博美 床田 淳子 富岡 淳子 長野 秀子 東田 卓也 山内 泰典 吉田 智子	・令和3年度東淀川区運営方針（素案）について

令和2年度 第2回 魅力あるまちをつくろう！部会開催概要

部会の名称	開催日時	場所	出席委員氏名	委員に意見を求めた事項
魅力あるまちをつくろう！部会	令和2年11月26日 午後7時～8時53分	東淀川区役所 3階区民ホール	藤野 進 佐野 一廣 岩本 敬子 植原 孝廣 川崎 敦弘 黒木 智之 矢森 茂一	・令和3年度東淀川区運営方針（素案）について

令和2年度 第2回 安全・安心部会開催概要

部会の名称	開催日時	場所	出席委員氏名	委員に意見を求めた事項
安全・安心部会	令和2年12月3日 午後7時～8時52分	東淀川区役所 3階区民ホール	堤下 哲也 行澤 嘉晃 上尾 敏雄 小川 恵司 高瀬 恒美 建部 公美 堀 智佐子 門田 宏 山下 英治	・令和3年度東淀川区運営方針（素案）について

令和3年度 第1回 安全・安心部会開催概要

部会の名称	開催日時	場所	出席委員氏名	委員に意見を求めた事項
安全・安心部会	令和3年7月19日 午後7時～8時30分	東淀川区役所 4階401会議室	堤下 哲也 行澤 嘉晃 上杉 知永子 上尾 敏雄 小川 恵司 高瀬 恒美 建部 公美 濱田 和巳 堀 智佐子 山下 英治	・令和2年度東淀川区運営方針自己評価 ・東淀川区将来ビジョン たたき台